

岩手県告示第536号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成24年8月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成24年6月27日
 - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人愛福社会
 - イ 代表者の氏名 三上清
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県宮古市刈屋第12地割3番地
 - (3) 定款に記載された目的 この法人は、宮古市を中心とする地域において、高齢者が自ら望む環境で、生き甲斐のある人生を送るために、生活相談、介護支援、リハビリ及び介護保険事業等の社会福祉事業を行うことにより、高齢者に心豊かな生活ができるようにし、もって高齢者の保健・医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成24年7月17日
 - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人岩手地域総合研究所
 - イ 代表者の氏名 佐藤嘉夫
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市内
 - (3) 定款に記載された目的 この法人は、すべての住民が主権者として、憲法が保障する平和、豊かな生活及び基本的人権を享受できるように、「自治体行財政」「医療・福祉」「農林漁業・商工業」「労働・生活」「教育・文化」及び「環境」など地域・自治体問題について調査・研究及び学習を行い、もって地域と地方自治の発展に貢献することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成24年7月24日
 - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人盛岡YMCA
 - イ 代表者の氏名 石渡隆司
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市
 - (3) 定款に記載された目的 この法人は、イエス・キリストによって示された生き方に学びつつ、豊かな自然と歴史的伝統に満ちた岩手の地で、こども、家族、地域とともに、公正で平和な世界の実現を目指すことを目的とする。